

公務災害補償等認定委員会 会議録

1 日 時

平成26年4月8日（火）午後1時30分から

2 場 所

埼玉県庁本庁舎3階 総務部会議室

3 出席委員

委員長	平原	興
委員	新藤	健
委員	根本	純子
委員	佐藤	あけみ
委員	本間	健司

4 議事の要領

事案1

委員

この事案について、何か質問はありますでしょうか。

委員

災害の発生時間について、被災職員の勤務時間は関係ないのか。

事務局

統計調査員の仕事の内容としては、勤務時間は定められておらず、調査期間中は必要に応じて随時活動を行っているものです。

なお、10月1日時点の調査をするため、10月1日から15日にかけて毎日調査対象宅を訪問していたとのことでした。

委員

傷病名について、「右前腕骨骨折」とあるが、医療機関に通っているのか。

A病院に受診したとは書いてあるが、A病院の診断書は添付されていない。接骨院からの診断書だけだと、自覚症状だけとなるので、本当に骨折があったのかどうかは、こ

の診断書だけではわからないと思う。

発生状況をみると、接骨院の紹介で市内のA病院を受診し、レントゲン検査と薬を処方してもらったとある。このレントゲン検査の結果がわかる証明書はないのか。

事務局

用意しておりません。

委員

接骨院の診断書では医学的に認められない診断書となってしまう。A病院でレントゲンを撮ってもらっているのなら、その結果を書いてもらった診断書がないと判断が困ってしまうのでは。

事務局

今回は、状況から接骨院では手に負えない部分があって内科を紹介して、そこでレントゲン検査を受けている事実がございますので、委員の御指摘の所に関しては、A病院の診断書を入手して確認をとりたいと思います。

ただ、本件では、非常勤職員の方に診断書料等の初期的な御負担を二重に負わせるのはどうかというのもあり、状況の方で、接骨院の診断書をもって認定請求を受けたしいです。その事実は当然確認しますが、レントゲン上の検査で骨折の事実があるという前提で、状況の御審議をいただければと思います。

委員

今のお話は、実際に申告されている傷病そのものは改めて確認をするということを前提に、公務災害としての状況に関する認定のみで判断するということか。

事務局

一義的には、起因性と遂行性の部分から御審議いただければと思います。

傷病については確認して、結果については必ず御報告をさせていただきます。

委員

わかりました。まず、この件について確認したい部分があれば、それを済ませてから議論したいと思うが、いかがでしょうか。

委員

細かい部分で恐縮ですが、事案の概要では療養にかかる期間は4か月とあるが、他の

資料では3か月である。この違いは何なのか。

事務局

3か月間の誤植になります。申し訳ありませんでした。

委員

他に質問がないようであれば、この件について、職務の公務遂行性と起因性が認定の対象ということでございますので、この点について御意見があればお願いします。

委員

公務遂行性、公務起因性ともに問題ないと思う。骨折があったのかだけが気になりますが、例えば、これが捻挫であってもこれは問題ないと思う。

委員

他の委員の方はいかがでしょうか。

委員

同意見です。

委員

それでは、委員のみなさんの御意見として、公務遂行性、公務起因性については異議がないので、公務に基づく災害と認める旨の意見とさせていただきます。

この事案は、実際の災害の発生状況（発生事実）が非常に重要と考えられますので、その点についてはきちんと確認をいただくということによろしいですか。

事務局

再度確認させていただきます。

事案2

委員

まず、質問があればお願いします。

委員

相手方の保険は使えるのか。

事務局

相手方の保険は、一義的には使用できます。ただ、過失割合がありますので、過失割合に応じた補償を受けることになります。

県では、まず治療費をお支払して、その過失割合に応じた額を按分したものを保険会社に請求することになると思われま。

委員

昨年、同じような事例が常勤職員のほうであがってきまして、その距離が21kmだった。それで、一般的なルートではないということで却下されたケースがある。しかし、その判断はいかがなものかという意見がかなりあった。

このケースでは、通勤としての自転車合理的であるという距離的な目安は大丈夫か。

事務局

被災職員から提出されている通勤届によると、居住地から職場まで7～8kmということで、自転車でも十分合理的という判断ができるかと思いま。

委員

通勤として使う手段として、自転車合理的な手段として使えるかどうかを聞きたい。

事務局

災害補償上は、通勤届どおりの手段を使用しなくても良いというところがありまして、公共交通機関が原則というところはあるんですが、それに代わって自転車や原付等は手段として合理的と認められると思いま。

7～8kmの中で自転車を選んだことは、社会通念上、特段問題があるものではないということで、常勤職員の場合でも、この距離で自転車ということに対して特に不適當という判断はしていないところだ。

委員

療養期間が5か月というのは、どこからきているものなのか。

また、通勤届と違う経路で通勤していることが腑に落ちない部分ではある。この日に限って自転車で行かなければならない事情があったのか。

事務局

療養期間については、当初の診断書に記載がないことから、担当部局の担当職員を通じて確認したところ、転医後の病院でそのような話があったということです。説明が不足してしまい、大変申し訳ありませんでした。

自転車通勤していた経緯については、確認できていないんですが、一義的には外観的に社会通念上問題がないかどうかの判断があると思いますので、1回の通勤という行為に照らしたときに、その距離と手段が合理的であれば認めうるという判断をしました。

委員

後段の話については、確かにこの話とは関係ないことですね。

委員

普段から、自転車での通勤はされていた方ということですか。

事務局

部局の担当者に確認したところ、回数については確認できていませんが、初めてではないということです。通勤届と違う点は、別の問題として部局の方で事情を聴取していると聞いております。

委員

配布資料の中で、通勤経路をマーカーでたどっていただいているのは、この経路をたどって通勤したということを確認しているということか。

事務局

目的地までまっすぐというところで、距離についても合理的という意味で添付しております。

委員

では、実際にこのルートを通ったという話ではなくて、合理的なルート上に事故現場があるということを確認したという意味か。

事務局

本人からの申告では、このルートを通ったということです。

委員

私どもの会社では、どの人がどのような手段で通勤しているか把握しているところである。その中で、自転車の場合は2 km程度までとしており、話し合いの中で事故に遭わないように指導しているので、7 kmの距離を自転車で通勤するということは聞かないところである。

委員

確認だが、通勤届と違った手段であっても、通勤災害として認められるものなのか。通勤手当が出ているにも関わらず、違った経路で通勤しているわけだが、これでもいいのか。

事務局

災害補償上は、切り離して検討するところです。

通勤届と違った経路で通勤することは、別の問題として本人に事情聴取しているところではありますが、災害補償上は、経路が合理的で、手段が社会通念上認められる範囲にあるのかという点で検討します。

委員

他に質問がなければ討議にうつりたい。意見がある方はいらっしゃいますか。

委員

先ほども言ったが、昨年出た事例で、処分庁の判断としては、自転車通勤は15 km、時間的には1時間までは合理的なルートと認めて良いということであった。そうすると、この人の場合、出来れば、県に提出した経路で通勤してほしいところではあるが、7～8 kmの距離は、処分庁の判断からすると合理的な経路を逸脱した方法とは考えにくいと思う。通勤遂行性、起因性ともにやむを得ないという感じはする。事故の内容からしても、公務遂行性、公務起因性も十分にあると考える。

委員

自転車通勤は危険なところもございますし、それが悩ましいところではあるので、どういった経路を通るのかということは、事故を防止する上でも徹底することは大切なことだと思う。

いずれにせよ、委員のみなさんの御意見として、通勤災害と認めるという認定でよろしいでしょうか。

(全員同意)

委員

では、この件につきましても、通勤災害として認めるという判断になるかと思いますので、通勤災害として意見をまとめさせていただきます。